

長野県地方労働委員会告示第3号

地方労働委員会関係長野県個人情報保護条例施行規程（平成3年長野県地方労働委員会告示第1号）の一部を次のように改正し、平成17年1月1日から施行します。

平成16年12月27日

長野県地方労働委員会会長 渡 邊 裕

題名を次のように改める。

労働委員会関係長野県個人情報保護条例施行規程

本則中「長野県地方労働委員会」を「長野県労働委員会」に改める。

地方労働委員会事務局

長野県地方労働委員会告示第4号

地方労働委員会関係長野県情報公開条例施行規程（平成13年長野県地方労働委員会告示第1号）の一部を次のように改正し、平成17年1月1日から施行します。

平成16年12月27日

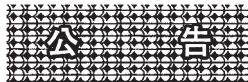
長野県地方労働委員会会長 渡 邊 裕

題名を次のように改める。

労働委員会関係長野県情報公開条例施行規程

本則中「長野県地方労働委員会」を「長野県労働委員会」に改める。

地方労働委員会事務局

**公告**

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年12月27日

長野県知事 田 中 康 夫

1 入札に付する事項

- (1) 借入をする物品等及び数量
インターネット利用環境適正化サーバ等 一式
- (2) 物品等の特質
入札説明書及び仕様書によります。
- (3) 借入期間
平成17年2月1日から平成17年3月31日まで
- (4) 借入場所
入札説明書及び仕様書によります。
- (5) 入札方法
1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とします。入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
 - (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
 - (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
 - (4) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先**

長野市大字南長野字幅下692-2

（県庁専用郵便番号 380-8570）

長野県企画局情報政策課

電話 026 (235) 7071

4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札書の受領期限及び提出場所（郵送による場合も含みます。）
ア 日時 平成17年1月6日 午後5時
イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2
（県庁専用郵便番号 380-8570）
長野県企画局情報政策課
 - (3) 開札の日時及び場所
ア 日時 平成17年1月7日 午後2時
イ 場所 長野県庁 西庁舎303号会議室
 - (4) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
 - (5) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
 - (6) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
 - (7) 契約書作成の要否
必要とします。
 - (8) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。
- 5 その他**
詳細は入札説明書によります。

情報政策課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成16年12月27日

長野県知事 田中康夫

- 1 都市計画の種類及び名称
塩尻都市計画下水道 塩尻市公共下水道
- 2 縦覧場所
長野県生活環境部生活排水対策室及び塩尻市下水道課

水環境課生活排水対策室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成16年12月27日

長野県知事 田中康夫

- 1 申請のあった年月日
平成16年12月10日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 Community Aid Bridge
- 3 代表者の氏名
平田 ケンドラ
- 4 主たる事務所の所在地
長野県佐久市大字太田部196-1 ルピナス千曲B-201
- 5 定款に記載された目的
この法人は、佐久市および周辺地域を中心として、外国籍住民とその家族への支援と交流に関する事業を行い、主として外国籍住民及びその家族と地域住民との問題解決と相互理解に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、次のとおり遊漁規則の変更を認可しました。

平成16年12月27日

長野県知事 田中康夫

- 1 漁業権者の名称及び住所並びに漁業権の免許番号

漁業権者の名称	漁業権者の住所	漁業権の免許番号
裾花川水系漁業協同組合	長野市中御所3-14-10	内共第3号
糸魚川内水面漁業協同組合	新潟県糸魚川市上刈5-5-30	内共第18号

- 2 変更の内容

- (1) 裾花川水系漁業協同組合遊漁規則

遊漁の禁止区域から上水内郡鬼無里村の八方沢・落合沢・檜沢を除く。

- (2) 糸魚川内水面漁業協同組合遊漁規則
遊漁料の額を次のように改める。

魚種	承認期間	遊漁料
あうじ にい いや	1日	1,575円
ぐま すな め	1年	8,925円

- 3 変更後の遊漁規則の施行日
平成16年12月21日

園芸特産課

公告

平成16年12月21日、長野県伊那西部土地改良区連合の定款変更を認可しました。

平成16年12月27日

長野県知事 田中康夫

土地改良課

公告

土地地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第1項の規定により、豊科町大久保通り南土地地区画整理事業について換地処分がありました。

平成16年12月27日

長野県知事 田中康夫

都市計画課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年12月27日

長野県知事 田中康夫

- 1 入札に付する事項

- (1) 借入をする物品等及び数量
県営住宅管理システム用サーバ1台、端末機器14台及び周辺機器一式
- (2) 物品等の特質
入札説明書及び仕様書によります。
- (3) 履行期間
平成17年3月1日から平成17年3月31日まで
- (4) 借入場所
入札説明書及び仕様書によります。
- (5) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数が

住宅課

あるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 借入物品等に関し、アフターサービス・メンテナンス(保守・管理)を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2
長野県住宅部住宅課
電話番号 026(235)7340(直通)

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札説明会
実施しない。
 - (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成17年1月14日 午前10時
イ 場所 長野県庁 西庁舎301号会議室
 - (4) 郵送による場合の入札書の受領期限及び場所
ア 日時 平成17年1月13日 午後5時
イ 場所 長野県庁 住宅部住宅課
 - (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
 - (6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
 - (7) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は無効とします。
 - (8) 契約書作成の要否
必要とします。
 - (9) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。
- ## 5 その他
- 詳細は入札説明書及び仕様書によります。

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年12月27日

長野県知事 田中康夫

1 入札に付する事項

- (1) 借入をする物品等及び数量
県営住宅管理システム用ソフトウェア一式
- (2) 物品等の特質
入札説明書及び仕様書によります。
- (3) 履行期間
平成17年3月1日から平成17年3月31日まで
- (4) 借入場所
入札説明書及び仕様書によります。
- (5) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 借入物品等に関し、アフターサービス・メンテナンス(保守・管理)を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2
長野県住宅部住宅課
電話番号 026(235)7340(直通)

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札説明会
実施しない。
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成17年1月14日 午前11時
イ 場所 長野県庁 西庁舎301号会議室
- (4) 郵送による場合の入札書の受領期限及び場所
ア 日時 平成17年1月13日 午後5時

イ 場所 長野県庁 住宅部住宅課

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は入札説明書及び仕様書によります。

住宅課

公告

伊那市による横山地区の土地改良事業計画変更協議は、審査した結果適当であると決定しましたので、次のように縦覧に供します。

平成16年12月27日

長野県上伊那地方事務所長 田山重晴

1 縦覧に供する書類

- (1) 条例の写し
- (2) 土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成16年12月28日から平成17年1月31日まで

3 縦覧の場所

伊那市役所

土地改良課

公告

長野県地方労働委員会規程（昭和33年10月27日県報）の一部を、平成16年12月22日、次のとおり改正し、平成17年1月1日から施行します。

平成16年12月27日

長野県地方労働委員会

題名を次のように改める。

長野県労働委員会規程

第1条中「長野県地方労働委員会」を「長野県労働委員会」に改める。

第11条第1項を次のように改める。

委員会、会長及び会長代理の公印は、次のとおりとする。

委員会印

39ミリメートル

長野県労働委員会印

会長印

24ミリメートル

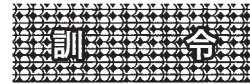
長野県労働委員会会長印

会長代理印

24ミリメートル

長野県労働委員会会長代理印

地方労働委員会事務局



長野県訓令第21号

本庁内部部局
現地機関
地方労働委員会事務局

職員安全衛生管理規程（平成元年長野県訓令第6号）の一部を次のように改正し、平成17年1月1日から施行します。

平成16年12月27日

長野県知事 田中康夫

第2条第1号及び第2号中「地方労働委員会事務局」を「労働委員会事務局」に改める。

職員サポート課

長野県教育委員会訓令第10号

更級郡大岡村立大岡小学校
更級郡大岡村立大岡中学校
上水内郡豊野町立豊野東小学校
上水内郡豊野町立豊野西小学校
上水内郡豊野町立豊野中学校
上水内郡戸隠村立戸隠小学校
上水内郡戸隠村立戸隠小学校宝光社分校
上水内郡戸隠村立柵小学校
上水内郡戸隠村立戸隠中学校
上水内郡鬼無里村立鬼無里小学校
上水内郡鬼無里村立鬼無里中学校

平成17年1月1日付けで別に人事通知書を交付されない者は、次により発令されたものと心得てください。

平成16年12月27日

長野県教育委員会

平成16年12月31日において、現に更級郡大岡村、上水内郡豊野町、同郡戸隠村又は同郡鬼無里村の公立学校（共同調理場を含む。）の校長、教員（教頭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭及び講師をいう。以下同じ。）、学校栄養職員又は事務職員に任命されている者は、市町村の廃置分合に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第40条の規定により本職を免じ、長野市の公立学校のそれぞれ校長、教員、学校栄養職員又は事務職